令和3年第7回五戸町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年7月13日 (火) 午前9時30分から10時10分
- 2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
- 3. 出席委員 (19人)

会 長 岩 井 壽美雄 君 会長職務代理者 北 村 勉 君 3 番 三 浦 弘 文 君 番川崎良 巳 君 4 番高橋 克 君 番高 昭 君 5 6 村 國 7 俊 君 番 佐々木 一 榮 君 8 番 柏 田雅 9 番 佐々木 喜 克 君 10番 中 里 光 明 君 11番 沼 沢 こえ子 君 12番 豊 川敏雄君 田 13番 竹 原 誠君 14番 時 宏君 16番 稲 村 健 一 君 15番 中川原 隆 雄 君 17番 鈴 木 徳 治 君 18番 大 沢 トモ子 君

- 4. 欠席委員 (0人)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名

19番 鳥谷部 甚一郎 君

- 第2 業務報告
- 第3 報告第11号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について 報告第12号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について
 - 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第30号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に 係る意見について
 - 議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に 係る意見について
 - 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の承認について
 - 議案第33号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長中村弘幸君事務局次長町屋剛君総務班長川村悦子君主事大澤翔太君

- 7. 会議の概要
- **会 長(岩井)** ただ今から令和3年第7回五戸町農業委員会総会を開会いた します。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。 よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 事務局(中村) 本日、全員出席しておりますので総会は成立しております。 それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされており ますので、議事の進行をお願いいたします。
- 議 **長(岩井)** これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議 書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) それでは、11 番 沼沢こえ子委員と 18 番 大沢トモ子委員に お願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

- 議 長(岩井) それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明を お願いします。
- 事務局(町屋) 〔業務報告の朗読及び説明〕

- 議 **長(岩井)** ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
- **13番(竹原)** 6月11日の三八新規就農者支援連絡会議とありますが、この構成メンバーについてわかる範囲で願いします。
- 事務局(川村) 6月11日の会議の出席者は、各市町村の農林関係課と農業委員会、農業経営振興センター、八戸農業協同組合、八戸地区指導農業士会、三八ビックウーマンの会、三八農好会、三八地域県民局地域農林水産部の方たちが出席されていました。
- **13番(竹原)** 第1回とあるが、年に何回か開いているのですか。
- **事務局(川村)** 概要の説明がありまして、今年度は3回開催したいというお話でした。
- **13番(竹原)** 町の認定農業者の代表の方は入っていないのか。
- **事務局(川村)** あくまでも新規就農者の支援のための連絡会という事なので、 認定農業者の方は来ておりませんでした。
- **議 長(岩井)** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(岩井) よろしいですか。
- 議 長(岩井) それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。
- 議 **長(岩井)** 次に、報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 書の受理について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- **事務局(大澤)** それでは、今月の合意による解約に係る通知書について説明 させていただきます。

今月の通知書の受理は4件です。議案書の1ページ、参考資料の 1ページをご覧ください。

報告第11号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

- 1番、字古堂後、田、4筆。面積は●●㎡です。
- 2番、字太平楽、田、1筆。面積は●●㎡です。
- 3番、字鹿内下モ、畑、1筆。面積は●●㎡です。
- 1番・2番・3番とも既に賃貸借を終えて農地も返還されていましたが、賃借人の体調不良により合意解約の手続きができず、その後亡くなったため、相続人名義により解約するものです。

4番、大字倉石又重字中崎、畑、1筆。面積は●●㎡のうち●●㎡ です。

高齢になり農作業ができなくなったため解約するものです。 以上です

- **議 長(岩井)** ただ今の報告第 11 号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- **議 長(岩井)** よろしいですか。

(「なし」の声あり)

- **議 長(岩井)** 特に発言がないようですので、報告第 11 号を終わります。
- 議 長(岩井) 次に、報告第12号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- **事務局(川村)** それでは議案書の3ページ、報告第12号と参考資料の9ページをご覧下さい。

報告第12号法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について、令和3年6月25日付け日記第161号の農地の転用事実に関する照会書について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて(昭和56

年8月28日農林水産構造改善局長通達)に基づき農業委員3人と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。

申請地の所在は、大字豊間内字五ケ久保、面積は●●㎡です。申請地の東側に住宅が建っていますが、西側は畑として利用していることを確認したため、現況は、宅地及び畑と判断し報告いたしました。

以上です。

- **議 長(岩井)** ただいま間の報告 12 号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 7番(佐々木) これの目的は、家を新築するとかの目的ですか。
- 事務局(川村) この家を立てたのは亡くなられた申請者のお父さんですが、 申請者が新築するに当たり、登記簿をとったら地目が畑だったこと がわかり、この手続きになったと聞いております。
- 議 長(岩井) その他ございますか。

(「なし」の声あり)

- **議 長(岩井)** よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第 12 号 を終わります。
- **議 長(岩井)** ここで農地調査会、今月の調査委員は、3番三浦弘文委員と 14番時田宏委員です。調査委員席に着席ください。

(調査委員着席)

- 議 **長(岩井)** 次に、日程第4 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- **事務局(大澤)** それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の4ページ、参考資料の11ページをご覧ください。 議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法 第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるも のです。

今月の許可申請は、1議案3件です。

- 1番と2番は売買による所有権移転に関する件、3番は贈与による所有権移転に関する件です。
 - 1番、字兎内下川原、田、1筆。面積は●●㎡です。
 - 2番、字鍜冶屋窪、畑、7筆。面積は●●㎡です。
 - 3番、字太平楽、古舘下川原、田、2筆。面積は●●m²です。

1番から3番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項 各号に該当するものではありません。ともに農作業の規模拡大を図 るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問 題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許 可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

- 1番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。
- 2番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。 以上です。
- **議 長(岩井)** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、三浦弘文委員から、調査結果の報告をお願いいたします。
- **三浦弘文委員** 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。着座で失礼いたします。

議案書の4ページ、議案第29号と参考資料の11ページを御覧ください。

7月5日に、岩井会長と、時田宏委員、及び事務局職員3名で現 地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人本人は勤め人で息子も近くにいなく管理出来なくなったため、譲渡人から申し出があり、 農地を売買するものです。

譲受人は、水稲を作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人が畑を探していたところ、知人の紹介で譲渡人の耕作地があったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、だいこんを作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢により管理出来 なくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を譲与するもので す。

譲受人は、枝豆を作付けするそうです。 以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井) ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 **長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長(岩井) 次に、議案第30号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地 転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- **事務局(川村)** それでは議案書の6ページ、議案30号と参考資料の33ページをご覧ください

議案第30号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

今月の農地法第4条許可申請は1議案2件です

1番、農地の所在は字上長下、地目は畑。面積は合計●●㎡。

転用目的は、牛舎1棟と堆肥舎1棟の建築です。農地区分は第1種農地と判断します。

2番、農地の所在は大字倉石中市字八盃久保、地目は樹園地、計4 筆。面積は●●㎡です。転用目的は植林になります。農地区分は第 3種農地と判断します。

以上です。

- **議 長(岩井)** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、時田宏委員 から、調査結果の報告をお願いいたします。
- **時田宏委員** それでは農地法第4条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の6ページ議案第30号と参考資料の33ページを御覧ください。3条申請と同じく7月5日に現地調査を行いました。

1番は、飼育数の増加により牛舎が不足したため、牛舎と堆肥舎を建築する計画です。

申請地の周辺の状況は、申請者の所有地であり、周囲に影響が無いことを確認しております。

2番は、樹園地の8割がモンパ病になり、木が衰弱または枯死したが、土質が悪く野菜の生育に適さないため、植林し山林に転用する計画です。

申請地の周辺の状況は、北側と西側は山林で、南側と東側は畑ですが、土地の所有者から承諾を得ていますので、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井) ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員举手)

- 議 長(岩井) 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
- 議 **長(岩井)** 次に、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地 転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- **事務局(川村)** それでは議案書の7ページ、議案第31号と参考資料の66ページをご覧ください。

議案第31号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です

- 1番、農地の所在は大字豊間内字岩ノ脇沢、 地目は畑。面積は●
- m²。転用目的は普通住宅の建築です。 農地区分はその他の 2 種農地と判断します。

以上です。

- **議 長(岩井)** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、時田宏委員 から、調査結果の報告をお願いいたします。
- **時田宏委員** 農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いた します。

議案書の7ページ議案第31号と参考資料の66ページを御覧ください。

3条、4条申請と同じく7月5日に現地調査を行いました。

1番は、家族4人で現在、祖父母、両親と同居しているが、子供 の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建設を行う計画です。

周囲は、北側は現在の住居地となっており、西側と東側は畑、南側は公園となっております。汚水等は合併浄化槽で浄化後、浸透桝で処理します。雨水は地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井) ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員举手)

議 長(岩井) 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。

(調査委員、指定席に戻る)

議 長(岩井) 次に、議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利 用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局(川村) それでは議案書の8ページをご覧ください。

議案第32号五戸町長より令和3年6月25日付け、五農林第110号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案4件で合計面積は●●㎡です。10a当たり賃借料の下段のカッコ書きの数字は年額の賃借料です。

1番と2番は利用権設定による貸借です。

1番、農地の所在は字姥堤、字八景、田、計 2 筆。面積は●●㎡。 期間は、水稲作付け 5 作に相当する令和 7 年 12 月 31 日までです。 賃貸借は 10 a 当たり●●円。●●円です。

2番、農地の所在は大字浅水字堀切、畑。面積は合計●●㎡。期間は令和6年3月24日までです。賃借料は10a当たり●●円。●●円です。

3-1 番と 3-2 番は、農地中間管理事業の一括方式による貸借です。

3-1 番、農地の所在は大字倉石中市字中市下川原、田、1 筆。面積は●●㎡。10 年間の賃貸借で、賃貸料は 10 a 当たり●●円。●●円です。

3-2 番、農地の所在は大字倉石中市字阿部沢、字八盃久保、畑、計 6 筆。面積は●●㎡。10 年間の賃貸借で、賃貸料は 10 a 当たり●●円。●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

- **議 長(岩井)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- **2番(北村)** 2番の堀切の●●㎡ですが、●●さんが何を作付けするのですか。
- 事務局(川村) 果樹の苗木になります。
- 議 長(岩井) その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第号の32番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

- 議 **長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第32号は、原案のとおり決定しました。
- 議 **長(岩井)** 次に、議案第33号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断 について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(町屋) それでは議案書の10ページ議案第33号と、参考資料の86ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。 1議案2件です。

1番と2番の字中寄の田、計2筆について令和3年6月8日、所有者から申出がございました。30年以上前から耕作していないため、 農地に復元することが困難となった土地です。

令和3年7月5日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。2筆、計●●㎡です。

説明は以上です。

議 **長(岩井)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第33号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手を お願いします。

(全員举手)

- 議 **長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第33号は、非農地と判断することに 決定しました。
- 議 長(岩井) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、令和3年第7回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年7月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員